

第71回 定時株主総会 招集のご通知

- 日時 平成24年6月26日（火曜日）
午前10時から
- 場所 東京都東村山市野口町2丁目
16番地2
当社東村山製作所 R&Dセン
ター総合館7階会議室

当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって平成24年6月25日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してください。

【書面による場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、情報保護シールを貼って、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる場合】

議決権行使のためのインターネットウェブサイトは、「<http://www.web54.net>」です。詳しくは、本招集のご通知66ページの「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

<目次>

| | |
|---|----|
| 第71回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 3 |
| 1. 日機装グループ（企業集団）の現況に関する事項 | |
| 2. 会社の株式に関する事項 | |
| 3. 会社役員に関する事項 | |
| 4. 会計監査人の状況 | |
| 5. 会社の体制および方針 | |
| 連結計算書類 | 21 |
| 個別計算書類 | 33 |
| 監査報告書 | 42 |
| 株主総会参考書類 | 45 |
| 第1号議案 定款一部変更の件 | |
| 第2号議案 取締役7名選任の件 | |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | |
| 第4号議案 補欠の監査役1名選任の件 | |
| 第5号議案 取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件 | |
| 第6号議案 定款に基づく「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」継続の件 | |

(証券コード6376)
平成24年6月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
日 機 装 株 式 会 社
代表取締役社長 甲 斐 敏 彦

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成24年6月25日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時から
2. 場 所 東京都東村山市野口町2丁目16番地2
当社東村山製作所 R&Dセンター総合館7階会議室
3. 目 的 事 項
報告事項1 第71期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
報告事項2 第71期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
付議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠の監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件
第6号議案 定款に基づく「株主の大規模な取得に対する防衛に関する規則」継続の件

4. その他の株主総会招集に関する決定事項

- (1) 書面により議決権を行使する場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、冒頭記載のとおり、平成24年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使する場合は、「インターネットによる議決権行使についてのご案内」（66頁）にしたがって、当社指定のインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）から、冒頭記載のとおり、平成24年6月25日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。
- (3) 書面による方法とインターネット等による方法とで重複して議決権を行使された場合は、当社に後に到達したものを有効な議決権行使として取り扱います。ただし、書面とインターネット等による議決権行使が同日に到達したときは、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱います。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願いいたします。
- ◎ 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nikkiso.co.jp/>）に掲載します。

事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 日機装グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

欧州債務問題をはじめとする世界経済の不安定要因や長期化する円高は、当社の経営環境、とりわけ工業部門に大きな影響を与え、東日本大震災以後の日本経済の停滞もあって、当期は期初から厳しい事業運営を迫られました。しかし、期末にかけて、先進各国による大規模な金融緩和策の発動などにより、欧州債務問題の一時的な鎮静化、米国を中心とする海外経済の持ち直しなどによる円高傾向の修正など、改善の兆しも見え始めています。

このような中で当社グループは、原油価格の高止まりやLNG需要の増大にともなってエネルギー関連投資が活発化し、工業部門では、海外でのオイル&ガス業界向け大型ポンプの引き合いが増加し、順調に受注を伸ばすことができました。また、医療部門も、本年1月に本格的に販売を開始した新型血液透析装置が順調に売上を伸ばしましたが、前半の劣勢を取り戻すまでには至っていません。

当期の受注高は94,921百万円（対前期比12.3%増）、売上高は90,137百万円（同8.4%増）と増収を継続し、利益面でも営業利益6,580百万円（同21.9%増）、経常利益6,370百万円（同36.7%増）、当期純利益3,317百万円（同23.6%増）といずれも増益となりました。

(%表示は対前期比)

| 受注高 | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 94,921百万円 (12.3%増) | 90,137百万円 (8.4%増) | 6,580百万円 (21.9%増) | 6,370百万円 (36.7%増) | 3,317百万円 (23.6%増) |

当社グループは、海外のエネルギー開発投資案件の活発化や新興国での医療関係事業の拡大に合わせ、グローバル市場への積極的な事業戦略の展開を図っています。今後も、グローバル化、市場のニーズに合わせた技術・製品の開発、業務の効率化などの諸施策を着実に進め、強い経営体質の構築と業績の向上を目指します。

[事業の種類別セグメントの状況]

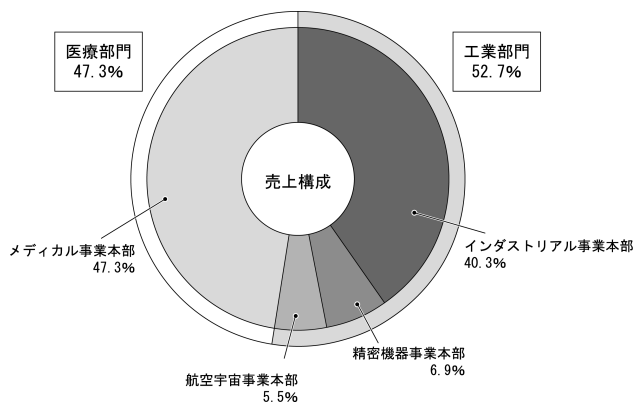
| 部 門 | 事業本部 | 受注高 (対前期比) | 売上高 (対前期比) |
|------|--------------|--------------------|--------------------|
| 工業部門 | インダストリアル事業本部 | 41,733百万円 | 36,281百万円 |
| | 精密機器事業本部 | 5,636百万円 | 6,217百万円 |
| | 航空宇宙事業本部 | 5,023百万円 (9.2%増) | 4,991百万円 (9.0%増) |
| | 計 | 52,393百万円 (21.6%増) | 47,490百万円 (12.7%増) |
| 医療部門 | メディカル事業本部 | 42,528百万円 (2.6%増) | 42,646百万円 (4.0%増) |
| 合 計 | | 94,921百万円 (12.3%増) | 90,137百万円 (8.4%増) |

(注) 昨年4月の組織変更により、精密機器事業本部をインダストリアル事業本部から分離しました。このため、新インダストリアル事業本部と精密機器事業本部の受注高および売上高の対前期比は記載していません。なお、旧インダストリアル事業本部に相当する、新インダストリアル事業本部と精密機器事業本部とを合算した業績は、受注高47,369百万円 (対前期比23.1%増)、売上高42,499百万円 (同13.2%増) となりました。

工業部門

<インダストリアル事業本部>

インダストリアル事業本部は、無漏洩ポンプ（ノンシールポンプ）、高精度定量注入ポンプ（LEWAグループ製品群）、液化ガスに使用される極低温用ポンプ（クライオジェニックポンプ）、高速遠心ポンプ（サンダインプン）などを中心とする製品の製造・販売・メンテナンスを行っているポンプ部門と、火力・原子力発電所用など各種産業向け水質調整装置とこれらの装置に自動化機能などを組み合わせたシステム製品などの製造・販売・メンテナンスを行っている水質調整システム部門とで構成されています。



ポンプ部門は、エネルギー関連業界において、原油価格が高水準で推移する中、オイル&ガス市場の設備投資が活況を維持していることを背景に、LEWAグループの受注が過去最高水準となり、またクリーンエネルギーとして需要が増大しているLNG向けポンプの営業活動を積極的に展開し大型案件を国内外で受注するなど、順調に推移しました。

水質調整システム部門では、東日本大震災による原子力発電所関連事業への影響は当面限定的な範囲に留まるものと見込まれ、一方で被害を受けた発電プラントの復旧需要や新設火力発電所向けシステムの案件などもあり、売上高は増加しました。

この結果、受注高は41,733百万円、売上高は36,281百万円となりました。

世界的にエネルギー関連投資は拡大傾向が持続し、ポンプの受注環境は好調を維持するものと予測しています。オイル&ガス市場の活性化を受けて、LNG用クライオジェニックポンプやLEWA製ポンプの生産体制強化を図るとともに、ノンシールポンプもラインアップした戦略的なグループ営業網を構築し、ポンプ事業のグローバル展開を加速させていきます。

<精密機器事業本部>

精密機器事業本部は、温水ラミネータなどの電子部品製造装置および粉粒体の粒度分布測定装置などの製造・販売・メンテナンスを行なっています。

スマートフォンなど携帯情報端末の市場は好調に推移しましたが、パソコンやデジタル家電は消費低迷や電子部品の価格下落により市況が落ち込む中、主にアジア市場において設備投資先送りの動きが広がったことで、当社の電子部品製造装置の受注は低迷しました。粉体計測機器は、昨年11月に買収した日本ベル株式会社の比表面積測定装置が製品ラインアップに加わったこともあり、国内の売上は堅調に推移しました。

この結果、受注高は5,636百万円、売上高は6,217百万円となりました。

粉体計測機器の新製品発売による製品ラインアップの拡充により売上増加を見込むとともに、海外販売体制の強化に取り組み、またスマートフォン向けなどの需要拡大を背景とした電子部品業界の設備投資回復により、次期の後半にかけて電子部品製造装置の受注回復を予測しています。

<航空宇宙事業本部>

航空宇宙事業本部は、炭素繊維強化複合材製品の製造・販売を行っており、主力製品は航空機の逆噴射装置に用いられる部品（カスケードおよびブロッカードアなど）です。

航空機業界は新型機の開発ラッシュが続くなど需要の拡大傾向が継続しており、当社の主要製品である逆噴射装置関連部品の受注は米ドルベースでは好調に推移しました。当期は、米国大手ナセルメーカーとの間で新型機向け大型部品の長期供給契約を結び、その製造に向け、円高の影響を軽減するためにベトナムのハノイ工場の拡張に着手しました。今秋の竣工に向け予定どおり進行しています。並行して、円高対策として顧客との契約条件の見直しやさらなる原価低減を徹底して実施しました。

この結果、受注高は5,023百万円（対前期比9.2%増）、売上高は4,991百万円（同9.0%増）と、増収を確保しました。

航空機需要の回復から、主力製品であるカスケードの出荷数量および米ドル建売上高は過去最高が見込まれていますが、円高水準が継続する中での収益確保が課題となります。生産効率化、原価低減の活動を継続するとともに、ハノイ工場での生産拡大を狙った受注活動を積極的に推進していきます。

医療部門

<メディカル事業本部>

メディカル事業本部は、血液透析装置、ダイアライザー、血液回路、粉末型透析用剤などの血液透析および腹膜透析に関連した製品や医薬品、人工臓器装置などの医療機器の製造・販売・メンテナンスを行なっています。

主力の血液透析装置は、新型機の開発遅れから販売不振が続きましたが、本年1月から本格販売を開始しました。透析医療施設の省力化ニーズを受けて自動化対応多用途装置として好評をいただき、期末にかけて売上は回復傾向にあります。ダイアライザーなどの消耗品は横這いに留まりました。

海外においては、中国やインドなど新興国市場での販売体制が整わず、欧州や南米の一部を除いて血液透析装置の販売が低調でした。

この結果、受注高は42,528百万円（対前期比2.6%増）、売上高は42,646百万円（同4.0%増）となりました。

国内の血液透析用医療機器市場の拡大は見込めないものの、医療施設の省力化のための自動化装置へのニーズは今後とも高まると予想され、本年初めから本格販売している新型血液透析装置が業績の好転に寄与するものと期待しています。またダイアライザーなどの消耗品については、診療報酬の改定の影響は受けますが、平成22年にフレイズメディカルケアジャパン株式会社から販売権を譲り受けた製品を含めて販売体制を強化していきます。

海外では、本年なかばに販売承認が得られる見通しの中国合弁会社における血液透析装置の生産、販売を早期に軌道に乗せることで、急拡大する中国の透析市場におけるシェア拡大を推進していきます。また、ドイツのハノーバー工場の装置生産・開発体制を強化し、本格的な世界市場での事業展開に備えていきます。

(2) 対処すべき主要な課題

当社グループは、グローバルかつ中長期的な展望のもと、足元の各事業の業績を着実に上げていくと同時に、将来を見据えた事業展開、市場開拓、戦略的提携などを通じ、業績の向上に努めます。

LEWAグループとのシナジー効果の拡大、ベトナムのハノイ工場での航空機部品の生産拡大、血液透析装置のヨーロッパでの製造・販売の強化や中国での血液透析装置合弁事業の着実な遂行などグローバル化を推し進め、為替の影響をより受けにくい体制を早期に実現しながら、業績向上に努めます。

上記の各施策を着実に実行していくため、これを支えるグループ内の制度、仕組みを抜本的に見直すことにより組織、人材、財務力などのいっそうの充実を図ります。また、コンプライアンス体制をさらに強化するとともに、東日本大震災からの早期復興という国家的課題への対応も含め企業の社会的責任を果たしていくことにも、引き続き積極的に取り組んでいきます。

(3) 設備投資等の状況

当期は、各生産拠点における生産設備の増強、更新および各分野での合理化・省力化を目的として、合計3,242百万円の設備投資を行ないました。

①当期中に完成した主要設備

ベトナムの複合材製品生産工場の設備増設
(航空宇宙事業本部) 投資額 248百万円

ベトナムの血液回路生産工場の設備増設
(メディカル事業本部) 投資額 162百万円

本社移転に伴う諸設備の新設 投資額 179百万円

②当期において継続中の主要設備の新設、拡充

新基幹システム導入に係る設備投資 投資額 131百万円

(4) 資金調達の状況

当期の資金調達については特記すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第68期 (平成21年3月期) | 第69期 (平成22年3月期) | 第70期 (平成23年3月期) | 第71期(当期) (平成24年3月期) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 受 注 高 (百万円) | 67,604 | 74,770 | 84,536 | 94,921 |
| 売 上 高 (百万円) | 72,395 | 78,019 | 83,143 | 90,137 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 4,161 | 6,022 | 4,658 | 6,370 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,367 | 3,239 | 2,684 | 3,317 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 21円46銭 | 47円49銭 | 33円86銭 | 42円47銭 |
| 総 資 産 (百万円) | 83,687 | 115,130 | 122,009 | 118,234 |
| 純 資 産 (百万円) | 36,721 | 47,517 | 49,039 | 50,392 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 | 578円72銭 | 587円66銭 | 605円46銭 | 639円98銭 |

(6) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社等の状況

| 会 社 名 | | 資 本 金 | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------|-----------------------------|-----------|--------------------|---------------------------------------|
| 国 内 | 日機装エイコー株式会社 | 90百万円 | 100.0% (31.6%) | 工業部門製品（汎用小型ポンプおよびプール・浴場用ろ過器等）の製造および販売 |
| | 日機装リュウキテクノ株式会社 | 60百万円 | 100.0% | 工業部門製品（ポンプ、コンプレッサ等）の技術サービス |
| | 日機装テクニカ株式会社 | 100百万円 | 100.0% | 工業部門製品（水質調整システム等）の技術サービスおよび工事 |
| | 日機装東北医工株式会社 | 20百万円 | 100.0% | 東北地区における医療部門製品の販売および技術サービス |
| | 日本ベル株式会社 | 65百万円 | 100.0% | 工業部門製品（比表面積測定装置等）の製造および販売 |
| 北 米 | Nikkiso America, Inc. | 10米ドル | 100.0% | 北米における事業の推進および統括 |
| | Nikkiso Pumps America, Inc. | 1米ドル | 100.0% (100.0%) | 北米および中南米における工業部門製品（ポンプ等）の製造および販売 |
| | Nikkiso Cryo, Inc. | 0米ドル | 100.0% (100.0%) | 工業部門製品（液化ガス用ポンプ）の製造および検査 |
| | Microtrac, Inc. | 3,000千米ドル | 100.0% (100.0%) | 工業部門製品（粒度分布測定装置等）の製造および販売 |
| 欧 州 | Nikkiso Europe GmbH | 3,068千ユーロ | 100.0% | 欧州における事業の推進および統括ならびに医療部門製品の製造および販売 |
| | LEWA GmbH | 5,000千ユーロ | 100.0% (100.0%) | 工業部門製品（工業用往復動ポンプおよびポンプシステム）の製造および販売 |
| ア ジ ア | 日機装(上海)投資管理咨询有限公司 | 2,050千元 | 100.0% | 中国における事業の推進および統括 |
| | 上海日機装貿易有限公司 | 3,004千元 | 100.0% | 中国における医療部門製品の販売 |
| | 上海日機装ノンシールポンプ有限公司 | 22,799千元 | 100.0% | 中国における工業部門製品（ポンプ）の製造および販売 |
| | 威高日機装(威海)透析機器有限公司 | 74,508千元 | 49.0% | 中国における医療部門製品の製造、販売およびメンテナンス |

| 会 社 名 | | 資 本 金 | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------|-------------------------------|-----------|--------|-------------------------|
| ア | Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd. | 4,828千米ドル | 100.0% | 医療部門製品（透析用血液回路）の製造 |
| ジ | Nikkiso Vietnam, Inc. | 1,000千米ドル | 100.0% | 工業部門製品（ブロッカードア等航空機部品の製造 |
| ア | M. E. Nikkiso Co., Ltd. | 30百万パーツ | 50.0% | 医療部門製品（透析用血液回路）の製造 |

- (注) 1. 「出資比率」欄の（ ）は、間接所有の割合を内数で記載しています。
2. 威高日機装（威海）透析機器有限公司は持分法適用関連会社です。

② 子会社の再編および他の会社との業務提携等

- ア. 平成23年11月、粉粒体の比表面積測定分野において独自のガス吸着技術を持つ日本ベル株式会社（大阪府）の発行済株式のすべてを取得し、当社の連結子会社としました。
- イ. 平成24年3月、日機装エイコー株式会社の株式の8.6%を取得し、出資比率100%としました。

(7) 主要な事業内容

| 事業本部 | 製品分類 | 主要製品 |
|------------------|-----------------------------|---|
| インダストリアル 事業本部 | ポンプ | 無漏洩ポンプ（「ノンシールポンプ」） 高精度定量注入ポンプ（LEWA製メタリングポンプ、「ミルフローポンプ」） 高速遠心ポンプ（「サンダインポンプ」） 液化ガスに使用される極低温用ポンプ（「日機装クライオジェニックポンプ」） 高圧・大流量用大型往復動ポンプ（LEWA製プロセスポンプ） 高精度定量注入ポンプおよび薬液タンク等を組み合わせた各種システム製品（「日機装LEWA付臭装置」、「日機装LEWA定量注入システム」） |
| | 火力・原子力等の 発電所向け 水質調整装置 | 試料採取装置 薬液注入装置 復水検塩装置 各種試験装置 |
| 精密機器 事業本部 | 電子部品製造 装置・産業用機器 | セラミックシート積層機（「ハイスタッカー」） 等方圧プレス機器（「温水ラミネータ」） 除湿機 |
| | 粉体計測機器 | 粒度分布測定装置（「マイクロトラック」シリーズ） ゼータ電位測定装置 比表面積測定装置 |
| 航空宇宙 事業本部 | 民間航空機 向け部品 | 逆噴射装置部品（カスケード、ブロッカードア） リージョナルジェット用翼部品（エルロン、シュラウド） 各種民間航空機向け複合材製品 |
| メディカル 事業本部 | 血液透析 製品 | 多人数用透析液供給装置 透析用監視装置 個人用透析装置 透析通信システム（「フューチャーネット」） 逆浸透精製水製造システム（「DRO」） 透析用剤溶解装置 中空糸型透析器（ダイアライザー） 透析用血液回路セット 人工腎臓透析用剤（「Dドライ」） |
| | 腹膜透析 製品 | 腹膜透析液 自動腹膜灌流用装置（APDサイクラー） |

(8) 主要な拠点等

| | | |
|------|-----------|--|
| 当 社 | 本 社 | 東京都渋谷区 |
| | 国内営業拠点 | 札幌 名古屋 大阪 広島 福岡ほか |
| | 国内生産拠点 | 東村山製作所（東京都東村山市） 静岡製作所（静岡県牧之原市） 金沢製作所（石川県金沢市） |
| | 海外駐在員事務所 | 北京 アブダビ |
| 子会社等 | 国内営業拠点 | 日機装リユーキテクノ(株)（東京都東村山市） 日機装テクニカ(株)（東京都東村山市） 日機装東北医工(株)（宮城県仙台市） |
| | 国内営業・生産拠点 | 日機装エイコー(株)（東京都東村山市） 日本ベル(株)（大阪府豊中市） |
| | 海外統括拠点 | Nikkiso America, Inc.（米国） Nikkiso Europe GmbH（ドイツ） 日機装(上海)投資管理咨询有限公司（中国） |
| | 海外営業拠点 | 上海日機装貿易有限公司（中国） |
| | 海外営業・生産拠点 | Nikkiso Pumps America, Inc.（米国） Microtrac, Inc.（米国） LEWA GmbH（ドイツ） Nikkiso Europe GmbH（ドイツ） 上海日機装ノンシールポンプ有限公司（中国） 威高日機装（威海）透析機器有限公司（中国） |
| | 海外生産拠点 | Nikkiso Cryo, Inc.（米国） M. E. Nikkiso Co., Ltd.（タイ） Nikkiso Vietnam, Inc.（ベトナム） Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.（ベトナム） |
| | 研究開発拠点 | (株)日機装技術研究所（東京都東村山市） |

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

| 部 門 | 国 内 | 海 外 | 合 計 |
|------|--------|--------|-------------------------|
| 工業部門 | 841名 | 1,012名 | 1,853名 |
| 医療部門 | 757名 | 2,407名 | 3,164名 |
| 共 通 | 166名 | 2名 | 168名 |
| 合 計 | 1,764名 | 3,421名 | 5,185名 (対前期末比 365名増) |

② 当社の従業員

| 従業員数 (対前期末比) | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------------|---------|-------------|
| 1,541名 (29名増) | 40.0歳 | 14.8年 |

(注) 従業員数は、他社への出向者(70名)を除き、当社への出向者(31名)を含みます。また、契約社員、パートタイマーを含みません。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|-------------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 11,339百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 7,592百万円 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 5,816百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行 | 2,365百万円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 2,189百万円 |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行 | 2,090百万円 |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行 | 1,990百万円 |
| 富 国 生 命 保 険 相 互 会 社 | 1,970百万円 |
| 中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,825百万円 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 1,115百万円 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 249,500,000株
(2) 発行済株式の総数 77,153,248株
(自己株式3,133,216株を除く)
(3) 株主数 7,624名
(前期末に比べ846名減少)

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------------------------|---------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 4,220千株 | 5.47% |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,779千株 | 4.90% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 3,712千株 | 4.81% |
| 日機装持株会 | 2,280千株 | 2.96% |
| 日機装従業員持株会 | 2,097千株 | 2.72% |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 1,966千株 | 2.55% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,622千株 | 2.10% |
| 日本生命保険相互会社 | 1,500千株 | 1.94% |
| 中央三井信託銀行株式会社 | 1,404千株 | 1.82% |
| 株式会社りそな銀行 | 1,215千株 | 1.58% |

(注) 持株比率は自己株式（3,133,216株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能にするため、平成23年9月8日付の取締役会の決議に基づき、平成23年9月9日に㈱東京証券取引所の自己株式立会外買付取引により、2,100千株の自己株式を総額1,428百万円で取得しました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏 名 | 地 位 お よ び 担 当 | 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|---|---|
| 甲 斐 敏 彦 | 代表取締役社長 | |
| 中 村 洋 | 取締役 常務執行役員 (事業戦略およびヨーロッパ地域における事業の統括) | |
| 西 脇 章 | 取締役 常務執行役員 (経営企画部長) | |
| 圓 尾 樹 生 | 取締役 常務執行役員 (メディカル事業本部長) | |
| 本 間 久 | 取締役 常務執行役員 (インダストリアル事業本部長) | |
| 宮 田 博 明 | 取締役 執行役員 (中国地域における事業の統括) | 威高日機装(威海)透析機器有限公司 董事兼総経理 |
| 田 代 初 男 | 常勤監査役 | |
| 後 藤 直 人 | 常勤監査役 | |
| 中 根 堅次郎 | 監 査 役 | 公認会計士(清新監査法人代表社員) 税理士(清新税理士法人代表社員) 日本バルカー工業株式会社 社外監査役 日本ライフライン株式会社 社外監査役 |
| 菊 地 裕太郎 | 監 査 役 | 弁護士(菊地総合法律事務所所長) 株式会社日本システムプロダクト 社外監査役 |

- (注) 1. 監査役のうち、中根堅次郎氏および菊地裕太郎氏は社外監査役です。
 2. 当社は、監査役の中根堅次郎氏および菊地裕太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
 3. 監査役の中根堅次郎氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 平成23年6月23日をもって、木下博取締役および野上宏取締役が任期満了により取締役を退任しました。
 5. 平成23年6月23日をもって、山本光祥監査役が任期満了により、また国政志監査役が辞任により監査役を退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-----------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 8 名 | 107百万円 |
| 監 査 役 | 6 名 | 43百万円 |
| 社 外 監 査 役 | 2 名 | 12百万円 |

(注) 当社は、平成18年6月23日開催の第65回定時株主総会において、取締役および監査役の退職慰労金制度の廃止にともない、同定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各取締役・監査役の退任時に支給することを決議しました。これに基づき上記報酬等のほか、当期中に退任した取締役1名に対し2百万円の退職慰労金を支給しています。なお、当該退職慰労金の額には、第66期の事業報告において役員の報酬等の額の一部として記載された役員退職慰労金の第66期分の繰入額が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 中 根 堅次郎 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

清新監査法人および清新税理士法人ならびに日本バルカー工業株式会社および日本ライフライン株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期に開催された13回の取締役会および18回の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士・税理士の専門的立場から発言を行ないました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

定款の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

② 監査役 菊 地 裕太郎 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

菊地総合法律事務所および株式会社日本システムプロダクトと当社の間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期に開催された13回の取締役会および18回の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士の専門的立場から発言を行ないました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

定款の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の合計額 | 43百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 46百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の一部の連結子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けています。
3. 当社は、会計監査人に対して、非監査業務の対価を支払っており、当該業務の内容は次のとおりです。なお、②の金額は、当該業務の対価を含みます。
(非監査業務の内容) 国際財務報告基準（IFRS）の導入に関するアドバイザーに係るコンサルティング業務

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により解任いたします。また、取締役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など当社が解任または不再任を適当であると判断した場合、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に上程します。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務が適正に執行されるための体制を整備、維持、運用していくことが経営の重要な課題であると認識し、取締役会において決定している「内部統制基本方針」に基づき、内部統制体制を整備しています。「内部統制基本方針」の内容の概要は次のとおりです。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令・社会規範の遵守を促進するため「日機装行動憲章」を制定し、周知徹底する。
- 2) コンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス統括部署を設置する。
- 3) 取締役を委員長とし、本部長、法務担当部門長等を委員とする「内部統制委員会」の活動体制を維持する。
- 4) 社長直轄の内部統制室を設け、内部統制体制の維持、発展を推進する。
- 5) 社長直轄の内部監査室を置き、グループ全体の内部監査の基本方針の作成、年間監査計画の策定、実施等を行なう。
- 6) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告するよう徹底する。法令違反事実の発見時における従業員による社外の弁護士への直接通報を可能とする内部通報制度を維持する。
- 7) 専門的な知識を有し、独立性の高い社外監査役による監査体制を充実する。取締役会規程に取締役会の承認事項を定め、各取締役の独断を防止する。社長は、コンプライアンス体制に関する事項を含め取締役会に対し定期的に業務執行の状況を報告する。海外子会社の会計処理にも専門性を発揮できる会計監査人を選任し、緊密な情報交換のもとに適正な会計処理ができる体制を維持する。
- 8) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力排除に向けて組織的に取り組む。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録および執行会議議事録は、法令・社内関連規程に基づき適切に作成・保存する。
- 2) 社長を最終決裁者とする社長決裁伺書は、権限規程・社長決裁細則に基づき所定の期間適切に保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 災害、製造物責任、与信、インサイダー取引、不正輸出、個人情報漏洩等の個別リスクに対応する社内規程の存在・内容の周知を図るとともに、必要な改定を行なう。
- 2) 全社的なリスク管理の統括部署を設置し、個々のリスクの管理責任部署を明確にする。
- 3) 不測事態の発生時における、社長または担当取締役を本部長とする対策本部の設置等、損害拡大を最小限にとどめる体制を維持する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 重要事項の審議のため取締役会を月1回、さらに必要に応じて随時開催する。機能的な意思決定・執行のため事業本部制を維持し、業務執行責任を負う執行役員を任命する。
- 2) 経営方針・経営戦略に係る重要事項につき、取締役会の審議に加え適宜事前に執行会議の審議を経る体制を維持する。

- 3) 社長の権限のうち、社長を最終決裁者とする事項、本部長への権限委譲事項を区分し、効率的な意思決定・業務執行がなされる体制を維持する。
 - 4) 財務上の主要情報は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化し、取締役、本部長の現状把握が可能となる体制を維持・強化する。
- ⑤ **当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- 1) 子会社ごとに「日機装行動憲章」に準じた行動基準を作成し、周知徹底する。
- 2) 主要子会社では、当社の業務計画を反映した独自の業務計画を作成し、目標の達成度を管理するとともに、進捗状況を当社の社長・取締役等に適宜報告する体制を維持する。
- 3) 子会社の業務に対して監査役、内部監査人および会計監査人による監査を計画的に実施する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

- i) 当社の支配形態は、企業価値の向上と株主共同の利益を確保するため、株式市場における自由かつ公正な取引を通じて構成される株主の意思に基づき決定されるものとします。
- ii) 短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生ずる場合など当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれる恐れが生じる可能性に備え、定款の定めに基づき、いわゆる買収防衛策を導入しておくこととします。

⑥ **監査役職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項**

監査役のある場合は、職務を補助すべき従業員を任命する。監査役補助者の取締役からの独立性を確保する。

⑦ **取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

- 1) 本部長、子会社社長の当社社長あて定期業務報告を常勤監査役に対しても常時配信する体制を維持する。監査役がいつでも必要に応じて取締役・従業員に対して報告を求めることができる体制を維持する。
- 2) 監査役が主要な会議を含む任意の会議に出席できる体制を維持する。
- 3) 監査役が会計監査人と適宜協議を行ない、監査情報の共有を促進する体制を維持する。

② 当社の取り組みの具体的な内容の概要

- i) 中長期的方針のもと、事業のグローバル化、戦略的な事業展開、生産性向上、開発強化などに取り組み、企業価値と株主共同の利益の向上に努めます。
- ii) 基本方針における買収防衛策については株主の意思を尊重するため、「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」を株主総会の決議を経て制定するものとします。当該規則は、防衛策の発動を含む対処策の決定にあたっては、外部の有識者と社外役員で構成する独立委員会による勧告を最大限に尊重し、判断の客観性と独立性を確保するものとします。

③ 当社の取り組みに対する取締役会の判断とその理由

当社取締役会は、前記②の取り組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記①の基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、剰余金の配当等を取締役会で決議できる旨を定款で定めています。当社は、業績、経営環境等を総合的に勘案した利益還元を行なっていくことを基本方針とし、かつ安定的な配当にも留意しています。また、将来の長期的な事業展開に備え、財務体質をいっそう強化するため、内部留保の充実にも努めています。

1株あたり配当額の推移

| | 第68期 (平成21年3月期) | 第69期 (平成22年3月期) | 第70期 (平成23年3月期) | 第71期(当期) (平成24年3月期) |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 中間 | 6.00円 | 6.00円 | 6.00円 | 6.00円 |
| 期末 | 6.00円 | 6.00円 | 6.00円 | 6.00円 |
| 年間 | 12.00円 | 12.00円 | 12.00円 | 12.00円 |

<連結計算書類>

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 62,971 | 流 動 負 債 | 38,485 |
| 現金及び預金 | 13,817 | 支払手形及び買掛金 | 12,621 |
| 受取手形及び売掛金 | 30,434 | 短期借入金 | 6,867 |
| 商品及び製品 | 4,856 | 1年内償還予定の社債 | 6,000 |
| 仕掛品 | 4,759 | 1年内返済予定の長期借入金 | 4,046 |
| 原材料及び貯蔵品 | 6,665 | リース債務 | 82 |
| 繰延税金資産 | 1,283 | 未払金 | 1,819 |
| その他の金 | 1,616 | 未払消費税等 | 143 |
| 貸倒引当金 | △461 | 未払法人税等 | 1,886 |
| 固 定 資 産 | 55,262 | 未払費用 | 1,275 |
| 有 形 固 定 資 産 | 18,933 | 賞与引当金 | 1,615 |
| 建物及び構築物 | 10,289 | 役員賞与引当金 | 47 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,696 | 設備関係支払手形 | 36 |
| 土地 | 4,081 | その他の | 2,042 |
| リース資産 | 155 | 固 定 負 債 | 29,355 |
| 建設仮勘 | 361 | 長期借入金 | 27,418 |
| その他の | 1,348 | リース債務 | 129 |
| 無 形 固 定 資 産 | 25,176 | 繰延税金負債 | 1,155 |
| のれん | 23,259 | 退職給付引当金 | 368 |
| リース資産 | 48 | 役員退職慰労引当金 | 159 |
| その他の | 1,868 | 長期預り保証金 | 12 |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 11,151 | その他の | 110 |
| 投資有価証券 | 9,518 | 負 債 合 計 | 67,841 |
| 長期貸付金 | 2 | 純 資 産 の 部 | |
| 繰延税金資産 | 192 | 株 主 資 本 | 49,587 |
| 破産更生債権等 | 21 | 資本金 | 6,544 |
| 前払年金費用 | 349 | 資本剰余金 | 10,700 |
| その他の | 1,087 | 利益剰余金 | 34,619 |
| 貸倒引当金 | △20 | 自己株式 | △2,276 |
| | | その他の包括利益累計額 | △210 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,658 |
| | | 為替換算調整勘定 | △1,869 |
| | | 少数株主持分 | 1,016 |
| 資 産 合 計 | 118,234 | 純 資 産 合 計 | 50,392 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 118,234 |

連結損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|----------------|-------|--------|
| 売上高 | | 90,137 |
| 売上原価 | | 60,512 |
| 売上総利益 | | 29,625 |
| 販売費及び一般管理費 | | 23,044 |
| 営業利益 | | 6,580 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 44 | |
| 受取配当金 | 191 | |
| 持分法による投資利益 | 30 | |
| 受取貸料 | 152 | |
| 生命保険配当金 | 114 | |
| その他 | 393 | 927 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 879 | |
| 為替差損 | 166 | |
| その他 | 92 | 1,138 |
| 経常利益 | | 6,370 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 22 | |
| 投資有価証券売却益 | 1 | 24 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 19 | |
| 固定資産売却損 | 0 | |
| 子会社株式売却損 | 22 | |
| 投資有価証券評価損 | 335 | |
| 本社移転費用 | 56 | |
| システム移行関連費用 | 70 | 503 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 5,890 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,614 | |
| 法人税等調整額 | △234 | 2,380 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 3,510 |
| 少数株主利益 | | 193 |
| 当期純利益 | | 3,317 |

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 6,544 | 10,700 | 32,241 | △840 | 48,646 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △938 | | △938 |
| 当 期 純 利 益 | | | 3,317 | | 3,317 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △1,437 | △1,437 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | △0 | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 2,378 | △1,436 | 941 |
| 当 期 末 残 高 | 6,544 | 10,700 | 34,619 | △2,276 | 49,587 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|------------------|----------|-------------------|--------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 833 | △1,487 | △653 | 1,047 | 49,039 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △938 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 3,317 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | △1,437 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 825 | △382 | 442 | △31 | 411 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 825 | △382 | 442 | △31 | 1,353 |
| 当 期 末 残 高 | 1,658 | △1,869 | △210 | 1,016 | 50,392 |

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 41社

主要な連結子会社の名称

日機装東北医工株式会社

日機装リユーキテクノ株式会社

日機装テクニカ株式会社

日機装エイコー株式会社

日機装商事株式会社

Nikkiso Europe GmbH

Nikkiso Pumps Europe GmbH

上海日機装ノンシールポンプ有限公司

Nikkiso Cryo, Inc.

台湾日機装股份有限公司

上海日機装貿易有限公司

Microtrac, Inc.

M. E. Nikkiso Co., Ltd.

Nikkiso Pumps America, Inc.

Nikkiso Pumps Korea Ltd.

Nikkiso America, Inc.

Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.

Nikkiso Vietnam, Inc.

日機装(上海)投資管理咨询有限公司

LEWA Management GmbH

LEWA GmbH

株式会社日機装技術研究所

日本ベル株式会社

当連結会計年度より、新たに取得した日本ベル株式会社を連結の範囲に含めております。また、LEWA Management GmbHの子会社において、連結子会社同士の合併により1社が消滅し、子会社の新設により2社を連結範囲に含めております。

この結果、当連結会計年度末における連結子会社の数は41社となっております。

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社日新メンテナンス

株式会社メディアポート

Pump Alliance Pte. Ltd.

創光科学株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 5社

主要な会社等の名称

①非連結子会社

創光科学株式会社

②関連会社

日機装サーモ株式会社

威高日機装(威海)透析機器有限公司

Nikkiso Medical (Thailand) Co., Ltd.

Nikkiso-KSB GmbH

当連結会計年度において、地上の星投資事業有限責任組合は清算を結了しました。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称

①非連結子会社

株式会社日新メンテナンス

株式会社メディポート

Pump Alliance Pte. Ltd.

②関連会社

順雄企業股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Nikkiso Pumps Europe GmbH、Nikkiso Europe GmbH、Nikkiso Cryo, Inc.、上海日機装ノンシールポンプ有限公司、上海日機装貿易有限公司、台湾日機装股份有限公司、M. E. Nikkiso Co., Ltd.、Microtrac, Inc.、Nikkiso Pumps Korea Ltd.、Nikkiso Pumps America, Inc.、Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.、Nikkiso America, Inc.、Nikkiso Vietnam, Inc.、日機装(上海)投資管理咨询有限公司、LEWA Management GmbH、LEWA GmbH他一部の連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの：移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、当社のインダストリアル事業本部の製品及び仕掛品については個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づいております。

なお、当社及び国内連結子会社におけるソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、当連結会計年度末においては当社の年金資産見込額が退職給付債務額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は前払年金費用として計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理することとしております。

また、一部の連結子会社は当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

当社は、平成18年6月23日開催の定時株主総会における退職慰労金制度の廃止及び役員退任時に在任期間に対応する退職慰労金を支給する旨の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。

また、一部の国内連結子会社については、平成23年10月31日開催の臨時株主総会における退職慰労金制度の廃止及び役員退任時に在任期間に対応する退職慰労金を支給する旨の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を内規に基づき役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債・収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法：金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ウ. ヘッジ方針：社内管理規定に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

：特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。ただし、金額が少額の場合は発生時に全額償却しております。

⑤ 端数処理

連結計算書類の作成にあたり、金額、株数は単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

| 担保に供している資産 | | 担保に係る債務 | |
|---------------|--------------|-----------|--------------|
| 種 類 | 簿 価 (百万円) | 内 容 | 金 額 (百万円) |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 2,534 | 短 期 借 入 金 | 840 |
| 機 械 及 び 装 置 | 428 | 長 期 借 入 金 | 8,393 |
| 土 地 | 94 | | |
| 計 | 3,057 | 計 | 9,233 |

上記のほか、連結子会社株式（消去前金額24,140百万円）を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 34,886百万円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 80,286,464株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,133,216株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年5月19日 取締役会 | 普通株式 | 475 | 6.00 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月7日 |
| 平成23年11月2日 取締役会 | 普通株式 | 462 | 6.00 | 平成23年9月30日 | 平成23年12月5日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|-------|
| 平成24年5月17日 取締役会 | 普通株式 | 462 | 6.00 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月5日 | 利益剰余金 |

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に当社製品の製造販売事業を行なうための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金と企業買収資金の調達を目的としたものであり、返済日または償還日は決算日後、最長で7年9か月後であります。このうち、変動金利による部分については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して金利の変動リスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行なっております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行なっております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引等を利用しております。

投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限などを定めたデリバティブ取引規則に基づき財務担当部署が取引を行ない、記帳及び契約先と残高照合等を行なっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------------------|----------------|--------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 13,817 | 13,817 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 30,434 | 30,434 | — |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 8,070 | 8,070 | — |
| 資 産 計 | 52,322 | 52,322 | — |
| (4) 支払手形及び買掛金 | 12,621 | 12,621 | — |
| (5) 短期借入金 | 6,867 | 6,867 | — |
| (6) 未払金 | 1,819 | 1,819 | — |
| (7) 未払法人税等 | 1,886 | 1,886 | — |
| (8) 社債 | 6,000 | 6,036 | 36 |
| (9) 長期借入金 | 31,464 | 31,636 | 172 |
| 負 債 計 | 60,660 | 60,869 | 208 |
| デリバティブ取引（※） | | | |
| 1. ヘッジ会計が適用されていないもの | (157) | (157) | — |
| 2. ヘッジ会計が適用されているもの | — | (297) | (297) |
| デリバティブ取引計 | (157) | (455) | (297) |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 種類 | 取得原価 | 連結貸借対照表 計上額 | 差額 |
|----------------------------|----|-------|----------------|-------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 1,924 | 5,382 | 3,458 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | 3,564 | 2,687 | △877 |

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損335百万円を計上しております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、並びに(7) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価については、元利金の合計を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計を同様の借入を実行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|-----------|---------------------|------|------------|-----|------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 人民元 | 20 | — | △2 | △2 |
| | 売建 米ドル | 442 | — | △23 | △23 |
| | 合計 | 462 | — | △25 | △25 |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関係

(単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|-----------|-----------------------|-------|------------|------|------|
| 市場取引以外の取引 | 金利スワップ取引 支払固定・受取変動 | 4,369 | 4,369 | △137 | △137 |
| | オプション取引 金利キャップ | 1,401 | 1,401 | 6 | 6 |
| | 合計 | 5,771 | 5,771 | △131 | △131 |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額のうち1年超 | 時価 |
|-------------|-----------|---------|--------|-----------|------|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 | | | | |
| | 支払固定・受取変動 | 長期借入金 | 15,076 | 14,076 | △297 |
| | 合計 | | 15,076 | 14,076 | △297 |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表価額 |
|----------------|-----------|
| 非上場株式 | 1,403 |
| 投資事業有限責任組合等出資金 | 44 |
| 合計 | 1,448 |

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 13,817 | — | — | — |
| 受取手形及び売掛金 | 30,434 | — | — | — |
| 合計 | 44,252 | — | — | — |

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 社債 | 6,000 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 4,046 | 11,001 | 4,132 | 7,450 | 1,424 | 3,409 |
| その他の有利子負債 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 10,046 | 11,001 | 4,132 | 7,450 | 1,424 | 3,409 |

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 639円98銭
1株当たり当期純利益 42円47銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 金額 | 負債の部 | | 金額 |
|-----------|---------------|---------|---------------|----|---------|
| 科目 | 科目 | | 科目 | 科目 | |
| 流動資産 | 流動負債 | 45,382 | 流動負債 | | 30,376 |
| 現金及び預り | 支払手形 | 7,718 | 支払手形 | 形金 | 1,518 |
| 受取掛手 | 短期借入金 | 3,772 | 短期借入金 | 金債 | 8,713 |
| 商品及び製品 | 1年内返済予定の長期借入金 | 21,340 | 1年内返済予定の長期借入金 | 金債 | 5,314 |
| 仕掛品 | リース債 | 2,699 | リース債 | 金債 | 6,000 |
| 原材料及び貯蔵品 | 未払費用 | 3,284 | 未払費用 | 金債 | 2,774 |
| 繰延税金資産 | 未払法人税等 | 5,070 | 未払法人税等 | 金債 | 79 |
| 関係会社短期貸付金 | 未前払法人税等 | 772 | 未前払法人税等 | 金債 | 1,762 |
| 未収当座金 | 預り金 | 462 | 預り金 | 金債 | 298 |
| 倒引当座金 | 引当金 | 179 | 引当金 | 金債 | 1,188 |
| | 賞与引当金 | 105 | 賞与引当金 | 金債 | 265 |
| | 役員賞与引当金 | △23 | 役員賞与引当金 | 金債 | 270 |
| 有形固定資産 | 固定負債 | 57,023 | 関係会社との借入金 | 金債 | 628 |
| 建物 | 長期借入金 | 14,041 | 長期借入金 | 金債 | 1,422 |
| 構築物 | リース負債 | 7,881 | リース負債 | 金債 | 40 |
| 機械及び装置 | リース負債 | 266 | リース負債 | 金債 | 36 |
| 車両運搬具 | リース負債 | 1,409 | リース負債 | 金債 | 62 |
| 工具器具及び備品 | リース負債 | 6 | リース負債 | 金債 | 25,140 |
| 土地 | リース負債 | 851 | リース負債 | 金債 | 23,738 |
| 建物 | リース負債 | 3,402 | リース負債 | 金債 | 120 |
| 敷地 | リース負債 | 143 | リース負債 | 金債 | 1,154 |
| 無形固定資産 | リース負債 | 80 | リース負債 | 金債 | 16 |
| ソフトウェア | リース負債 | 1,341 | リース負債 | 金債 | 111 |
| リース資産 | リース負債 | 492 | リース負債 | 金債 | |
| リース資産 | リース負債 | 465 | リース負債 | 金債 | |
| リース資産 | リース負債 | 48 | リース負債 | 金債 | |
| 投資その他の資産 | リース負債 | 334 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 41,640 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 8,136 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 3,586 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 0 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 28,022 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 0 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 1,167 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 20 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 29 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 349 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 374 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | 593 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | △620 | リース負債 | 金債 | |
| 投資 | リース負債 | △20 | リース負債 | 金債 | |
| 資産合計 | | 102,405 | 負債合計 | | 102,405 |
| | | | 純資産合計 | | 46,888 |
| | | | 負債・純資産合計 | | 102,405 |

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高 価 | | 67,279 |
| 売 上 原 価 | | 50,709 |
| 売 上 総 利 益 | | 16,569 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 12,450 |
| 営 業 業 務 利 益 | | 4,118 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 23 | |
| 受 取 配 当 金 | 1,200 | |
| 受 取 貸 貸 料 | 222 | |
| 生 命 保 険 配 当 金 | 113 | |
| そ の 他 | 182 | 1,742 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 564 | |
| 社 債 利 息 | 103 | |
| 為 替 差 損 | 268 | |
| そ の 他 | 25 | 962 |
| 経 常 利 益 | | 4,898 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 5 | 5 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 18 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 335 | |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 損 | 22 | |
| 本 社 移 転 費 用 | 56 | |
| シ ス テ ム 移 行 関 連 費 用 | 70 | 502 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 4,401 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,707 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △274 | 1,432 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,968 |

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|---------------------|-------|--------|-------|----------------------|--------|--------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 (注1) | | | |
| 当 期 首 残 高 | 6,544 | 10,700 | 1,461 | 26,769 | △840 | 44,636 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △938 | | △938 | |
| 当 期 純 利 益 | | | | 2,968 | | 2,968 | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | △1,437 | △1,437 | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | △0 | 0 | 0 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | 2,030 | △1,436 | 593 | |
| 当 期 末 残 高 | 6,544 | 10,700 | 1,461 | 28,799 | △2,276 | 45,229 | |

| | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | |
| 当 期 首 残 高 | 835 | 45,471 |
| 当 期 変 動 額 | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △938 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,968 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | △1,437 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 823 | 823 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 823 | 1,417 |
| 当 期 末 残 高 | 1,659 | 46,888 |

(注1) その他利益剰余金の内訳

| 項目 | 固定資産圧縮 積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 合計 |
|---------------|---------------|--------|---------|--------|
| 当 期 首 残 高 | 376 | 17,370 | 9,022 | 26,769 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △938 | △938 |
| 当 期 純 利 益 | | | 2,968 | 2,968 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | △0 | △0 |
| 固定資産圧縮積立金の積立 | 32 | | △32 | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 32 | — | 1,998 | 2,030 |
| 当 期 末 残 高 | 409 | 17,370 | 11,020 | 28,799 |

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの：移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、インダストリアル事業本部の製品及び仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

構築物 7～50年

機械及び装置 4～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、当事業年度末においては年金資産見込額が退職給付債務額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は前払年金費用として計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

平成18年6月23日開催の定時株主総会における退職慰労金制度の廃止及び役員退任時に在任期間に対応する退職慰労金を支給する旨の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。

(6) 投資損失引当金

関係会社に対する投資により発生の見込まれる損失に備えるため、当該関係会社の資産内容等を勘案して損失見込額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法：金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

③ ヘッジ方針：社内管理規定に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

：特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(3) 端数処理

計算書類の作成にあたり、金額、株数は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

| 担保に供している資産 | | 担保に係る債務 | |
|------------|-------------|---------|-------------|
| 種類 | 簿価 (百万円) | 内容 | 金額 (百万円) |
| 建築物 | 2,455 | 短期借入金 | 740 |
| 構築物 | 13 | 長期借入金 | 6,000 |
| 機械及び装置 | 428 | | |
| 土地 | 40 | | |
| 計 | 2,937 | 計 | 6,740 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,916百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

| 摘要 | 金額 (百万円) |
|-------------------------------|-------------|
| Nikkiso Europe GmbH | 849 |
| Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd. | 342 |
| Nikkiso Vietnam, Inc. | 287 |
| 台湾日機装股份有限公司 | 153 |
| LEWA GmbH | 4,383 |
| 計 | 6,016 |

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| 摘要 | 金額 (百万円) |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 4,016 |
| 長期金銭債権 | 1,167 |
| 短期金銭債務 | 1,546 |

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| 摘要 | 金額 (百万円) |
|------------|-------------|
| 売上高 | 6,708 |
| 仕入高 | 9,809 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,455 |

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,133,216株

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (百万円) |
|---------------|--------|
| (1) 流動の部 | |
| (繰延税金資産) | |
| 賞与引当金 | 540 |
| 未払事業税 | 98 |
| 未払費用 | 71 |
| 棚卸資産 | 57 |
| その他 | 26 |
| 繰延税金資産小計 | 794 |
| 評価性引当額 | △22 |
| 繰延税金資産(流動)合計 | 772 |
| (2) 固定の部 | |
| (繰延税金資産) | |
| 投資損失引当金 | 221 |
| 関係会社株式評価損 | 283 |
| 関係会社出資金 | 376 |
| 投資有価証券 | 101 |
| その他 | 73 |
| 繰延税金資産小計 | 1,056 |
| 評価性引当額 | △910 |
| 繰延税金資産合計 | 146 |
| (繰延税金負債) | |
| 固定資産圧縮積立金 | △226 |
| その他有価証券評価差額金 | △918 |
| 前払年金費用 | △124 |
| その他 | △30 |
| 繰延税金負債合計 | △1,300 |
| 繰延税金負債(固定)の純額 | △1,154 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | (%) |
|---------------------|-------|
| 法定実効税率 | 40.7 |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金算入されない項目 | 1.4 |
| 住民税の均等割 | 1.2 |
| 受取配当金等永久に益金算入されない項目 | △10.0 |
| 試験研究費等の税額控除 | △2.5 |
| 評価性引当額の増減 | 1.3 |
| 税率変更による期末繰延税金の減額修正 | 0.4 |
| その他 | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.6 |

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注2) | 科目 | 期末残高 (注2) |
|-----|---------------------|--------------------|------------------------------|--|--------------|----------|--------------|
| 子会社 | Nikkiso Europe GmbH | 所有 直接100% | 当社製品の販売 役員の兼任(注3) 債務保証 | ヨーロッパにおける 当社医療部門製 品の販売(注1) 債務保証(注4) | 2,337 849 | 売掛金 — | 1,312 — |
| | LEWA GmbH | 所有 間接100% | 債務保証 | 債務保証(注5) | 4,383 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 取締役 中村 洋氏は、Nikkiso Europe GmbHのManaging Directorを兼務しております。

(注4) Nikkiso Europe GmbHの銀行借入れ（849百万円、期限2016年）につき債務保証を行なったものであります。

(注5) LEWA GmbHの銀行借入れ（4,383百万円、期限2014年）につき債務保証を行なったものであります。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 607円74銭

1株当たり当期純利益 38円01銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日機装株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日機装株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月 9日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日機装株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月15日

日機装株式会社 監査役会

| | | |
|-------|-------|---|
| 常勤監査役 | 田代初男 | ◎ |
| 常勤監査役 | 後藤直人 | ◎ |
| 社外監査役 | 中根堅次郎 | ◎ |
| 社外監査役 | 菊地裕太郎 | ◎ |

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業規模の拡大と経営環境の多様化に適切に対応するため、取締役の数を7名以内から9名以内に変更するものです。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 第21条（取締役の数）当会社に取締役 <u>7</u> 名以内を置く。 | 第21条（取締役の数）当会社に取締役 <u>9</u> 名以内を置く。 |

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、企業統治体制をいっそう強化するため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当 社 の 株 式 数 |
|----|--------------------------------------|---|------------------------|
| 1 | か い とし ひこ 甲 斐 敏 彦 (昭和21年8月19日) | 平成8年2月 オランダ第一勸業銀行総支配人 平成12年3月 当社入社 平成13年4月 当社執行役員 平成14年4月 当社医療機器カンパニープレジデント 平成15年6月 当社取締役（現任） 平成16年12月 当社代表取締役社長（現任） (当社における地位および担当) 代表取締役社長 | 47,575株 |

| 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|----|----------------------------------|--|--------------------|
| 2 | なかむらひろし 中村 洋 (昭和28年1月10日) | 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員 同行日本橋支社長 平成19年3月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社企画本部長 平成21年10月 Nikkiso Europe GmbH 代表取締役(現任) 平成23年6月 当社常務執行役員(現任) (当社における地位および担当) 取締役 常務執行役員 事業戦略およびヨーロッパ地域における事業の統括 | 24, 228株 |
| 3 | にしわかあきら 西脇 章 (昭和29年11月18日) | 昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社人事総務センター長 平成15年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社インダストリアルソリューションズカンパニー 経営戦略本部長 平成20年4月 当社経営センター長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社管理本部長 平成22年4月 当社経営企画部長(現任) 平成23年6月 当社常務執行役員(現任) (当社における地位および担当) 取締役 常務執行役員 経営企画部長 | 10, 612株 |

| 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|----|---|---|--------------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">まる お しげ お 圓 尾 樹 生 (昭和25年3月15日)</p> | <p>昭和47年4月 当社入社 平成13年10月 当社医療機器カンパニー医療器工場長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年12月 当社医療機器カンパニープレジデント 平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常勤監査役 平成21年4月 当社執行役員 当社メディカル事業本部長（現任） 平成21年5月 上海日機装貿易有限公司 董事長（現任） 平成22年6月 当社取締役（現任） 平成23年6月 当社常務執行役員（現任） （当社における地位および担当） 取締役 常務執行役員 メディカル事業本部長</p> | 13,011株 |
| 5 | <p style="text-align: center;">ほん ま ひさし 本 間 久 (昭和27年9月12日)</p> | <p>昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 当社流体技術カンパニー営業本部長 平成19年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社流体技術カンパニープレジデント 平成20年7月 上海日機装ノンシールポンプ有限公司 董事長（現任） 平成21年4月 当社ポンプ事業本部長 平成22年4月 当社インダストリアル事業本部長（現任） 平成22年6月 当社取締役（現任） 平成23年6月 当社常務執行役員（現任） （当社における地位および担当） 取締役 常務執行役員 インダストリアル事業本部長</p> | 7,467株 |

| 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|----|--|--|--------------------|
| 6 | みや たひろ あき 宮 田 博 明 (昭和28年1月1日) | 平成14年10月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員(現任) 当社複合材カンパニープレジデント 平成21年4月 Nikkiso America, Inc. 社長 平成22年4月 Nikkiso Cryo, Inc. 社長 平成22年8月 威高日機装(威海)透析機器有限公司 董事兼総経理(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成23年11月 日機装(上海)投資管理咨询有限公司 董事長兼総経理(現任) (当社における地位および担当) 取締役 執行役員 中国地域における事業の統括 (重要な兼職の状況) 威高日機装(威海)透析機器有限公司 董事兼総経理 | 7,892株 |
| 7 | ※ なか ね けんじろう 中 根 堅次郎 (昭和22年7月9日) | 昭和50年10月 公認会計士登録(現在に至る) 昭和52年7月 税理士登録(現在に至る)、中根堅次郎税理士事務所所長 昭和63年4月 清新監査法人代表社員(現任) 平成3年11月 日本ライフライン(株) 監査役(社外監査役として現任) 平成13年6月 当社社外監査役(現任) 平成15年7月 清新税理士法人代表社員(現任) 平成18年6月 日本バルカー工業(株) 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士(清新監査法人代表社員) 税理士(清新税理士法人代表社員) 日本バルカー工業株式会社 社外監査役 | 9,716株 |

- (注) 1. 宮田博明候補者は、当社との間に特別の利害関係を有しています。同候補者は、中国において血液透析装置の製造等を行なう威高日機装(威海)透析機器有限公司の董事および総経理を兼務し、当社は同社との間で、血液透析装置の部品等の売買等の取引を行なっています。なお、同社は、当社の持分法適用関連会社です。その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者です。
3. 中根堅次郎氏は、社外取締役候補者です。
- (1) 中根堅次郎氏は、長年にわたり、公認会計士・税理士として活躍され、企業会計・税務に精通しています。また、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として、財務および会計に関する高い見識を有しているため、社外取締役として適任であると判断しています。
- (2) 中根堅次郎氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任年数は本定時株主総会の終結の時をもって11年になります。
- (3) 中根堅次郎氏が社外取締役に就任したときには、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、5百万円と法令の定める

- 最低責任限度額とのいずれか高い額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
- (4) 中根堅次郎氏が社外取締役役に就任したときには、同氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、中根堅次郎監査役が任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|---------------------------------|--|--------------------|
| ながともえいすけ 長友英資 (昭和23年7月7日) | 昭和46年4月 東京証券取引所入所 平成13年11月 ㈱東京証券取引所 執行役員 平成15年6月 同社常務取締役 平成17年12月 同社常務取締役(最高自主規制責任者) 平成19年10月 ㈱E Nアソシエイツ 代表取締役(現任) 平成20年4月 早稲田大学大学院商学研究科 客員教授(現任) 平成20年5月 ㈱セディナ 社外監査役(現任) 平成20年6月 オムロン㈱ 社外監査役(現任) 平成20年6月 三菱商事㈱ 社外監査役(現任) 平成22年6月 カブドットコム証券㈱ 社外取締役(現任) 平成22年6月 ㈱ミロク情報サービス 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社E Nアソシエイツ 代表取締役 オムロン株式会社 社外監査役 カブドットコム証券株式会社 社外取締役 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役 | 0株 |

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 長友英資氏は、新任候補者です。

3. 長友英資氏は、社外監査役候補者です。

- (1) 長友英資氏は、株式会社東京証券取引所常務取締役(最高自主規制責任者)、金融庁企業会計審議会委員および公益財団法人財務会計基準機構理事などの要職を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また、同氏は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス・システムおよびリスク・マネジメント(内部統制)体制構築等にも精通しており、社外監査役として適任であると判断しています。
- (2) 長友英資氏が社外監査役に就任したときには、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
- (3) 長友英資氏が社外監査役に就任したときには、同氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成20年6月24日開催の第67回定時株主総会において選任いただいた補欠の社外監査役中久保満昭氏の選任の効力が失効しますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役の候補者は、次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|--|--|--------------------|
| なかくぼ みつ あき 中久保 満 昭 (昭和41年11月24日) | 平成7年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)、あさひ法律事務所入所(現在に至る) | 0株 |

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 中久保満昭氏は、補欠の社外監査役候補者です。

- 1) 弁護士として企業法務全域にわたり広く活躍されており、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスに精通しています。また、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に携わる弁護士として、企業経営全般に関する高い見識を有しており、社外監査役として適任であると判断しています。
- 2) 中久保満昭氏が社外監査役に就任したときには、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

第5号議案 取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与する件

1. 提案の理由

当社の取締役(社外取締役を除きます。)に対して報酬として付与する、いわゆる株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の内容についてご承認をお願いするものです。

取締役に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することにより、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をいっそう強め、取締役が株価上昇による経済的利益のみならず株価下落による損失までも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とします。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、平成19年6月26日開催の当社第66回定時株主総会において年額280百万円以内にご承認いただいて今日に至っておりますが、株式報酬

型ストックオプションとして付与する新株予約権は、この報酬等の額の範囲内で付与するものです。新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した各新株予約権の公正価額に、取締役割り当ての新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

現在の取締役は6名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の人数は社外取締役1名を含む合計7名となります。各取締役への新株予約権の付与の時期および配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役（社外取締役を除きます。）に報酬として発行する新株予約権の内容は後記2.のとおりです。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、1,000株とします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合等を行なう場合で付与株式数の調整を行なうことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行ない、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当または株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行ない新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行ない新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行なうことができるものとします。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会開催の日から1年間以内の日発行する新株予約権の総数は、20個を上限とします。ただし、本定時株主総会終結の日以後において、上記(1)に定める付与株式数の調整を行なう場合に該当するときには、同様の調整を行なうものとします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、各取締役の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で取締役会が定める期間とします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、新株予約権を行使できるものとします。
その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとします。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め
新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
- (9) 新株予約権のその他の内容
上記(1)から(8)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとします。

第6号議案 定款に基づく「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」継続の件

当社は、平成23年6月23日開催の第70回定時株主総会において、定款の規定に基づき「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」（以下「現行規則」といいます。）の1年間の継続を決議しました。現行規則は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了となりますので、所要の変更を加えたくえで、さらに3年間の継続のご承認をお願いするものです。

ご承認をお願いする規則案（以下「本規則」といいます。）の内容は、後記5.に記載のとおりです。なお、本議案のご承認をいただいた後速やかに、本規則第4条第2項に基づき、取締役会において、添付の<ご参考>（64頁）に記載する候補者（新たに社外取締役候補者1名を含む4名）を、独立委員会の委員に選任することを予定しています。

本規則は、その制定、変更、継続および廃止に株主の皆様の意思を十分に反映する仕組みになっています。本規則は、株主総会の特別決議により承認された当社定款第20条「当社は、株主総会の決議により、当社の株式の大規模な取得によって、当社の企業価値が損なわれ、株主共同の利益が侵害されることを防止するために、買収防衛策に関する規則を制定することができる。」に依拠するものです。また、その廃止は、株主総会決議または取締役会決議を通じて表明される株主意思に依拠します。

1. 本規則の目的

本規則の目的は、当社株式を大量に取得しようとする者（以下「大量取得者等」といいます。）が出現した場合に、その取得を防止すべきであるか否かを

株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保しつつ、その株式の取得の目的、内容を事前に確認し、これが当社の株主共同の利益に反する場合にはこれを防ぐとともに、大量取得者等と取締役会が交渉を行なう機会を設け、大量取得者等に当社の企業価値をより向上させる事業計画の提案を要求することにあります。大量取得者等から適切な情報開示がなされ、大量取得者等が有する当社の経営方針や事業計画が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資すると判断される場合には、大量取得者等が当社株式を取得することを否定するものではありません。

2. 変更の内容

- (1) 当社が採用する事前警告型買収防衛策の制度内容はすでに相当程度確立しており、毎年制度内容を見直す必要性は高くないこと、買収防衛策の有効期間を3年間とすることは一般的であることなどの諸般の事情を考慮し、本規則の有効期間を1年間から3年間に伸長するため、現行規則第11条に変更を加えます。
- (2) 本規則の有効期間の伸長に伴い、株主総会の普通決議によるほか、任期を1年間とする取締役で構成される取締役会の決議によっても、有効期間満了前に本規則を廃止できるようにするため、現行規則第9条第1項に所要の変更を加え、あらたに第2項を追加します。
- (3) 本規則の有効期間の伸長に伴い、独立委員会の委員の任期を1年間から3年間に伸長するため、現行規則第4条第4項に変更を加えます。また、同条に第5項を追加して、社外取締役または社外監査役である独立委員会の委員が、その任期中に当社の社外取締役または社外監査役の地位を失った場合の規定を設けます。
- (4) 現行規則全般にわたり、実質の意味に変更のない範囲で表現の整備を行ないます。

3. 本規則の概要

- (1) 大量取得者等に対して「大量取得提案書」の提出による情報提供を要請
当社株式の大量取得行為等が行なわれる場合、当社は大量取得者等に対し、事前に当該大量取得行為等に関する情報の記載を含む大量取得提案書の提出を求めます。大量取得者等には、当社からこの要請を受領した後10営業日以内に大量取得提案書を取締役会あてに提出していただきます。
- (2) 提供された情報は「独立委員会」で検討
 - ① 当社は、本規則に関して取締役会が恣意的な判断を行なうことを防止するために、取締役会から独立した独立委員会を設置します。独立委員会では、大量取得者等から提供された情報により、その取得行為について、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から検討を行なうものとします。独立委員会は、大量取得者等から提供された情報が不十分であると判断した場合には、そのつど、大量取得者等に対し、適宜合理的な回答期間を定め、自らまたは取締役会を通して本件情報を追加提供するよう書面により要請することができるものとします。ただし、この情報提供の要請期間は、大量取得提案書の提出を要請する書面が最初に発送された日から60日間を上限とします。なお、独立委員会は、大

量取得者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または独立委員会が必要であると判断した場合には、原則として30日間を上限として情報提供要請期間を延長できるものとします。

- ② 独立委員会における検討期間は、大量取得者等からの大量取得提案書の提出および前記の本件情報の追加的な提供が完了したと独立委員会が認めた日または情報提供要請期間（その延長を含みます。）が満了した日のうち早い方の日から、原則として、円貨による公開買付けによる取得行為については最長60日間、それ以外の取得行為については最長90日間とします。なお、合理的な理由がある場合、独立委員会はその検討期間を延長することができますが、原則として30日間を超えて延長しないものとします。大量取得者等は、大量取得提案書の提出の要請を受けた日から独立委員会における検討期間が満了するまで、株券等を取得してはならないものとします。

(3) 新株予約権の発行に関する勧告

独立委員会は、大量取得者等による取得行為を防止すべきかを、当社の企業価値および株主共同の利益の観点から判断し、当該大量取得者等による権利行使が認められない新株予約権を、その時点のすべての株主の皆様に対して発行（無償割当てを含み、以下同様とします。）するよう、または発行しないよう取締役会に勧告します。

(4) 新株予約権の発行

取締役会では、独立委員会の勧告を最大限尊重して本件新株予約権の発行の可否を決定します。本件新株予約権が発行された場合、大量取得者等以外の株主の皆様は本件新株予約権を行使し（取得条項付の新株予約権である場合には行使の手続きを経ることなく）、当社株式を取得することとなります。この場合、大量取得者等が保有する株式の議決権割合が低下します。

(5) 非デッドハンド型・非スローハンド型買収防衛策

本規則は、株主総会または取締役会の決議により廃止できます。本規則導入時の取締役またはその取締役によって指名された取締役以外は廃止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、新任取締役が選任された後一定期間を経るまでは廃止できない買収防衛策（スローハンド型）にも該当しません。

4. 株主の皆様への影響

(1) 本規則の継続時

本規則の継続時においては、本件新株予約権の発行自体は行なわれません。したがって、本規則の継続時に株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本件新株予約権の発行時

(a) 株主割当ておよび無償割当ての場合

取締役会が株主割当てまたは無償割当てにより本件新株予約権を発行することを決議した場合、取締役会が設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する普通株式1株につき2個を上回らない割合で、本件新株予約権が無償で割り当て

られます。株主の皆様は、株主割当ての場合にあっては、割当てに応じて申し込みを行なうことにより、無償割当ての場合にあっては、申し込みおよび払い込みを行なうことなく、本件新株予約権を取得します。

(b) 権利落ちの影響

本件新株予約権の割当てのための権利落ち後に本件新株予約権の発行または行使が不適切であると判断された場合には、本件新株予約権の発行の中止またはその取得などの措置がとられることとなりますが、その場合、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行なった株主・投資家の皆様は、その価格の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本件新株予約権の行使時

(a) 本件新株予約権に取得条項が付されていない場合

株主の皆様が、権利行使期間内に本件新株予約権を行使せず、または行使価額相当の金銭を払い込まない場合、他の株主様による本件新株予約権の行使により、その株主様が保有する当社株式が希釈化されることとなります。

(b) 本件新株予約権が取得条項付の場合

当社が取得の手続きをとることにより、株主の皆様は払い込みを行なうことなく当社株式を取得することとなりますので、大量取得者等以外の株主の皆様が保有する当社株式は総体として希釈化されません。

5. 本規則の内容（主な変更箇所は、本規則中において下線で示しています。）

第1条（本規則の目的）

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的とし、これに反する当社株式の取得またはその提案行為等を抑止するため、当社定款の「買収防衛策に関する規則」に関する規定に基づいて当社の株主総会による決議を経た上で、株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則（以下「本規則」という。）を導入する。

第2条（定義）

本規則における用語の定義は以下のとおりとする。

- ・「買付け等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。
- ・「株券等」とは、当社が発行する、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。ただし、買付け等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- ・「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。ただし、買付け等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ・「強圧的二段階買付け」とは、(1)株券等のすべてまたは(2)一部の種類の株券等のすべてについて譲渡を勧誘することなく、その後に行なわれる当該株券等の譲渡の条件を、当初の当該株券等の譲渡の条件よりも不利に設定するか、または明らかにすることなく当社の株券等の取得を試みることをいう。
- ・「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者および

同条第6項に規定する共同保有者とみなされる者をいう。ただし、買付け等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。

- ・「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいう。
- ・「取得者」とは、株券等を保有している者、および新たに、または追加的に取得しようとしている者をいい、その取得方法を問わない。
- ・「大量取得行為等」とは、大量取得者等による株券等の買付けその他の方法（公開買付けを含む。）による取得、その提案その他これに類似する行為をいう。
- ・「大量取得者」とは、取得者のうち、下記のいずれかが20%以上となると取締役会が判断する者をいう。
 - (a) 当該取得者および当該取得者の共同保有者が保有する当社の株券等の株券等保有割合の合計
 - (b) 当該取得者が保有し、または当該取得者が行なおうとしている買付け等その他の方法（公開買付けを含む。）により株券等を取得した後に保有することとなる可能性がある株券等の合計数に、当該取得者の共同保有者が保有する株券等の数を加えた株券等の株券等保有割合の合計
 - (c) 上記(a)または(b)の規定に該当しない場合において、当社の株主が当社の他の株主（複数である場合を含む。以下(c)において同じ。）との間で、その一方が他方を実質的に支配し、または当該株主と当該他の株主が当社の株主として共同もしくは協調して行動する関係を有し、またはこれを形成するに至ったときにおける、当該株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計
- ・「大量取得者等」とは、大量取得者ならびにその共同保有者および大量取得者がファンドの場合にはその組合員その他の構成員（そのそれぞれの直接または間接の親会社および子会社を含む。）をいう。
- ・「大量取得提案書」とは、第3条第1項の規定に従って、大量取得行為等の実行に先立ち、取締役会が大量取得者等に対し提出を要請する、本件情報および大量取得者等が本規則を遵守する旨の誓約文言を記載した日本語による書面をいい、その書式については、別途取締役会において定める。
- ・「独立委員会」とは、第4条に基づいて設置される独立委員会をいう。
- ・「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。
- ・「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項にいう保有をいう。
- ・「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項にいう保有者および同条第3項に基づき保有者とみなされる者をいう。
- ・「本件新株予約権」とは、本規則に基づいて取締役会が発行を決定する当社の新株予約権をいう。その概要は別紙のとおりであり、詳細については本件新株予約権の発行に際して取締役会が決定する。
- ・「本件情報」とは、第3条に基づいて独立委員会が大量取得者等に提供を要請する以下の情報をいう。

- (a) 大量取得者等の詳細
 - ① 具体的名称
 - ② 主たる営業所の所在地
 - ③ 代表者の氏名および住所
 - ④ 資本または出資の構成
 - ⑤ 財務内容
 - ⑥ 他に投資先がある場合にはその投資先および投資額
- (b) 大量取得者等による大量取得行為等の目的、方法および内容
 - ① 大量取得行為等の目的
 - ② 大量取得行為等の対価の種類および額
 - ③ 大量取得行為等の時期
 - ④ 大量取得行為等および関連する取引の仕組み
 - ⑤ 大量取得行為等の方法の適法性
 - ⑥ 大量取得行為等の実行の蓋然性
- (c) 大量取得行為等の価格の算定根拠
 - ① 価格の算定の前提
 - ② 価格の算定方法
 - ③ 算定に用いた数値情報および大量取得行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容とその大きさ
 - ④ 発生が予想されるシナジーのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容およびその大きさ
- (d) 大量取得行為等の資金の裏付け
 - ① 資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称
 - ② その主たる営業所の所在地
 - ③ その代表者の氏名および住所
 - ④ その資本または出資の構成
 - ⑤ その財務内容
 - ⑥ 資金の調達方法
 - ⑦ 資金の調達に関連する取引の内容
- (e) 大量取得者等の方針
 - ① 大量取得行為等の後における当社に関する経営方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の事業計画
 - ③ 大量取得行為等の後における当社の資本政策および配当政策
- (f) 関係者の処遇方針
 - ① 大量取得行為等の後における当社の従業員の処遇方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (g) 部分的な取得の場合、大量取得行為等の後における当社の少数株主との間の利益相反を回避する具体的方策

- (h) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- ・「本件防衛策」とは、本規則に基づいて当社が導入する、当社株式の大規模な取得に対する対応策をいう。
 - ・「濫用的取得行為」とは、第6条第2項に規定する大量取得行為等をいう。
 - ・「割当期日」とは、本件新株予約権の発行または割当てに関する決議において取締役会が割当期日として定める日をいう。

第3条（本件情報の提供）

1. 大量取得者等が出現した場合、取締役会は、大量取得者等に対し、大量取得行為等の実行に先立ち、大量取得提案書の提出を書面により要請するものとし、大量取得者等は、取締役会からかかる要請を受領した後10営業日以内に、大量取得提案書を取締役会宛に送付する。取締役会は、受領後遅滞なく、かかる大量取得提案書を独立委員会宛に送付する。
2. 独立委員会は、大量取得者等が提供した本件情報が不十分であると判断した場合には、そのつど、大量取得者等に対し、適宜合理的な回答期間を定めた上、自らまたは取締役会を通して情報を追加するよう書面により要請することができる。大量取得者等は、かかる追加情報を、情報の追加を要請した独立委員会または取締役会に提供する。この場合、独立委員会は、大量取得提案書の提出を要請する書面が最初に発送された日から起算して60日間を上限として大量取得者等が回答を行なう期間（以下「情報提供要請期間」という。）を定めるものとする。また、独立委員会は、大量取得者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または独立委員会が必要であると判断した場合には、原則として30日間を上限として情報提供要請期間を延長することができる。独立委員会は、情報提供要請期間の満了までに大量取得者等が本件情報の一部について提供しなかった事実およびその理由を、他の提供情報とともに、評価および検討の対象とすることができる。
3. 独立委員会は、大量取得者等から提出された大量取得提案書の内容と取締役会の事業計画・企業評価等との比較検討等を行なうために、取締役会に対し、適宜、大量取得行為等の内容に対する意見、その根拠資料その他独立委員会が必要であると判断する情報を提供するよう要請することができる。
4. 大量取得者等は、取締役会から大量取得提案書の提出の要請を受けた日から第6条第1項に規定する検討期間（検討期間が延長された場合は延長された検討期間）が満了するまで、株券等を取得してはならない。
5. 当社は、当社が大量取得行為等の存在を認識した事実および取締役会または独立委員会に提供された本件情報について、法令または東京証券取引所の規則に基づき開示が求められる場合のほか、当社株主の判断のために必要と認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示する。

第4条（独立委員会の設置）

1. 当社は、取締役会の決議により、大量取得者等による買収提案が当社の企業価値およ

び株主共同の利益の維持・向上に資するか否かを検討し、本件防衛策の発動その他の事項について判断するための諮問機関である独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の委員の人数は3名以上とし、社外取締役、社外監査役および当社と特別な利害関係のない有識者の中から取締役会の決議により選任する。
3. 独立委員会の委員は、当社との間で、当社に対する善管注意義務に関する条項を含む契約書を締結する。
4. 独立委員会の委員の任期は選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合には、この限りではない。
5. 前項の規定にかかわらず、社外取締役または社外監査役である独立委員会の委員が、その任期中に当社の社外取締役または社外監査役の地位を失った場合（取締役または監査役の任期の満了後直ちに再任され、引き続き当社の社外取締役または社外監査役である場合を除く。）、その独立委員会の委員の任期は当社の社外取締役または社外監査役の地位を失った時点で終了する。ただし、その独立委員会の委員であった者を当社と特別な利害関係のない有識者として独立委員会の委員に選任することを妨げない。

第5条（独立委員会の権限）

1. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について協議の上で決議し、その結果を当社に対する勧告として、その理由・根拠とともに取締役会に提示する。取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して最終的な決定を行なうものとする。
 - (a) 大量取得者等による買収提案の内容が濫用的取得行為（第6条第2項に定義する。）に該当するか否か
 - (b) 本件新株予約権の発行または不発行の適否
 - (c) 本件新株予約権の発行の中止または取得の適否
 - (d) 本規則に基づく独立委員会による検討期間の延長の要否
 - (e) 本件防衛策の廃止または変更の適否
 - (f) その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
2. 取締役会および独立委員会の委員は、それぞれ、大量取得者等が出現した場合その他合理的に必要と認める場合には、いつでも独立委員会を招集することができる。
3. 独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもって行なう。ただし、やむを得ない場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なうことができるものとする。
4. 独立委員会の決議に関して特別な利害関係を有する独立委員会の委員は、決議に参加することはできない。
5. 独立委員会は、取締役会を通じて間接的に大量取得者等と協議・交渉することができる。必要に応じ、大量取得者等に対し、大量取得行為等が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資するよう、その変更を求めることができる。
6. 独立委員会は、その協議および決議を中立・公平な観点から慎重に行なわなければならない。

らない。

7. 独立委員会は、審議および決議を行なうにあたり、必要な情報を取得するように努め、本件情報が不十分であると判断した場合には、第3条第2項の定めるところに従い、大量取得者等に対して本件情報を追加的に提供するよう要請することができる。また、独立委員会は、第3条第3項の定めるところに従い、取締役会に対して独立委員会が必要であると判断する情報を提供するよう要請することができる。
8. 独立委員会は、独立委員会が適切であると判断する時に、その判断により、本件情報の一部または全部を公開することができる。
9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、会計士その他の専門家の助言を得ることができる。

第6条（本件新株予約権の発行に関する勧告）

1. 独立委員会は、第3条第1項に定める大量取得者等からの大量取得提案書の提出および第3条第2項に定める追加情報の提供が完了したと独立委員会が認めた日または情報提供要請期間（その延長を含む。）が満了した日のうち早い方の日から、円貨による公開買付けによる取得行為については最長60日間、それ以外の取得行為については最長90日間、大量取得者等による大量取得行為等について検討を行なうものとする。当社は、独立委員会が大量取得提案書の提出および追加情報の提供が完了したと認めた場合または情報提供要請期間（その延長を含む。）が満了した場合、速やかにその旨を開示する。なお、合理的な理由がある場合、独立委員会はその検討期間を延長することができる。（ただし、原則として30日間を超えて延長しないものとする。）この場合、当社は、その延長の決定後速やかに、延長を必要とする理由、延長日数その他必要な事項を開示する。
2. 独立委員会は、その協議の結果、大量取得者等による大量取得行為等が以下に定める場合（以下「濫用的取得行為」という。）に該当し、本件新株予約権を発行することが適切であると判断した場合には、取締役会に対し、本件新株予約権を発行するよう勧告する。
 - (a) 当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあり、株主共同の利益に反する取得行為（以下のものが含まれるが、これらに限られない。）
 - ① 株式を買い占め、またはその株式を高値で買い取るよう要求する行為
 - ② 当社の資産を大量取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ③ 当社の経営を一時的に支配し、当社の犠牲の下に大量取得者等の利益を実現する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配し、資産を処分する等の方法で生じた剰余金をもって、一時的に高額の配当を行なわせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会をねらって株券等を高値で売り抜ける行為
 - (b) 当社の従業員、取引先その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値お

- よび株主共同の利益に反する重大なおそれを生じさせる取得行為
- (c) 取得行為の条件が不十分または不適当な取得行為（これには、対価の内容、取得行為の時期、方法、取得行為の後の当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等が不適切な場合や、取得行為の実行の蓋然性が低い場合が含まれる。）
 - (d) 強圧的二段階買付けその他、当社の株主に対して株式の売却を事実上強要するおそれのある取得行為
 - (e) 本規則に定める手続を遵守しない取得行為（これには、取締役会が大量取得者等に対して大量取得提案書の提出を要請した日から10営業日以内に、合理的な理由なくして大量取得者等が大量取得提案書を提出しない場合が含まれる。）
 - (f) 当社に、当該取得行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない取得行為
 - (g) 当社の株主に対して、本件情報その他取得行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
 - (h) その他、独立委員会が著しく不合理・不適切と判断する態様において行なわれる取得行為
3. 独立委員会は、その協議の結果、本件新株予約権を発行することが適切ではないと判断した場合には、取締役会に対し、本件新株予約権を発行しないよう勧告する。

第7条（本件新株予約権の発行）

1. 取締役会は、合理的・客観的な検討の結果、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当すると判断した場合には、前条に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、本件新株予約権の発行を決定することができる。また、取締役会は、合理的・客観的な検討の結果、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当しないと判断した場合には、本件新株予約権の発行を決定することができない。
2. 本件新株予約権の概要は別紙のとおりとする。取締役会は、本件新株予約権の発行を決議する場合、株主割当てにより新株予約権を発行するほか、新株予約権の無償割当ての方法を用いること、取得条項を付することのほか、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本件新株予約権の内容および発行方法を決定することができる。
3. 当社は、本件新株予約権の発行または割当てにあたり、当社の株主に対して、当社所定の書式を送付し、当社が定める期間内にその返送を求めることにより、その株主が別紙「本件新株予約権の概要」の7.に定める本件新株予約権を行使することができない者に該当しないことの確認を求めることができる。この場合、その対象となる株主および確認の時期は、次のとおりとする。
 - (a) 本件新株予約権が株主割当てによる方法で発行される場合には、本件新株予約権の引受けを申し込む当社の株主とし、確認の時期は本件新株予約権の引受けの申し込み時とする。

- (b) 本件新株予約権が無償割当てによる方法で割り当てられ、取得条項が付されていない場合には、本件新株予約権を行使する当社の株主とし、確認の時期は本件新株予約権の行使時とする。
 - (c) 本件新株予約権が無償割当てによる方法で割り当てられ、取得条項が付されている場合には、当社の本件新株予約権の取得と引き換えに当社株式を付与された当社の株主とし、確認の時期は当社による本件新株予約権の取得後とする。
4. 前項の規定による株主に対する確認の有無および確認の結果にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、取締役会は、当該当社の株主による本件新株予約権の行使または当該当社の株主からの本件新株予約権の取得を拒否することができる。
- (a) 本件新株予約権の発行後に、取締役会が、適用される法令上、当社の株主による本件新株予約権の行使が違法ないし不適切であると判断した場合
 - (b) 本件新株予約権の発行決議後に、取締役会が、本規則に従い、当社の株主による本件新株予約権の行使または当社の株主からの本件新株予約権の取得を拒否すべきであると判断した場合
5. 当社は、本件新株予約権の発行に関連して、本件新株予約権の発行登録を行なうことができる。

第8条（本件新株予約権の発行の中止・取得など）

1. 独立委員会は、その協議の結果、本件新株予約権を発行することが適切ではないと判断した場合には、第6条に従い、取締役会に対し、本件新株予約権を発行しないよう勧告する。ただし、独立委員会は、その勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量取得者等による株券等の取得行為が濫用的取得行為に該当することとなった場合には、本件新株予約権の発行を含む別個の判断を行ない、これを取締役に勧告することができるものとする。また、独立委員会は、本件新株予約権の発行を勧告した後に、その勧告の前提となった事実が消滅した場合や、事情の変更によって本件新株予約権の発行または行使が不適切であると判断した場合には、本件新株予約権の発行の中止またはその取得など、独立委員会が適切であると判断する勧告を行なうものとする。
2. 取締役会は、前条および本条に従い、合理的・客観的な検討を行なった上、独立委員会の勧告を最大限尊重して、遅滞なく、本件新株予約権の発行の適否、内容および発行方法ならびに発行の中止または取得の適否等を決定する。

第9条（本規則の変更・継続・廃止）

1. 本規則の変更および継続は、株主総会の普通決議による。ただし、法令の新設または改廃により、本規則に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、当該条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。
2. 本規則の廃止は、株主総会の普通決議または取締役会の決議による。

第10条（他の買収防衛策の導入の可能性）

取締役会は、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当すると判断する場合には、濫用的取得行為からの防衛を目的として、新株の発行その他の本件防衛策以外の合理的な手段を実施することができるものとする。

第11条（有効期間）

本規則の有効期間は、株主総会における本規則の変更あるいは継続決議後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

以 上

<別 紙>

本件新株予約権の概要

1. 割当対象株主および割当数
割当期日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する普通株式（ただし、当社の保有する自己株式を除く。）1株につき2個を上回らない割合で、本件新株予約権を割り当てる。
2. 本件新株予約権の目的である株式の種類および数
本件新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本件新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数は、原則として本件新株予約権1個につき1株とする。
3. 本件新株予約権の総数
割当期日における最終の当社の発行済株式（当社の有する自己株式を除く。）の総数の2倍を上限とする。
4. 本件新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 本件新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額
本件新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき場合、本件新株予約権の行使により交付される当社の普通株式1株あたりの払込金額は、1円とする。
6. 本件新株予約権の行使期間
本件新株予約権の発行日（ただし、本件新株予約権の発行決議において取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で本件新株予約権の発行決議において取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。
7. 本件新株予約権の行使条件
以下のいずれかに該当する者は、原則として本件新株予約権を行使することができない。
 - (a) 大量取得者等（ただし、自己の意思に基づかず要件に該当するにいたった者等、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと取締役会が認めた者を除く。）
 - (b) 適用される法令上、本件新株予約権を行使することが違法または不適切であると取締役会が認めた者本件新株予約権を有する者が本条の規定に従い本件新株予約権を行使することができな

い場合であっても、当社は、当該本件新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

8. 本件新株予約権の譲渡
本件新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
9. 本件新株予約権の取得および取得条項
当社は、取締役会の決議によりいつでも、本件新株予約権を取得することができる。また、当社は、本件新株予約権を取得するのと引換えに当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を本件新株予約権に付すことがある。

以 上

<ご参考>

「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」の独立委員会委員の候補者

本規則の継続（第6号議案）をご承認いただいた場合は、以下の4名を独立委員会の委員に選任することを予定しています。候補者の氏名、生年月日および略歴は、次のとおりです。※印が付されている候補者は、東京証券取引所に対し独立役員として届出を行なう予定です。

なお、中根堅次郎氏は本定時株主総会における社外取締役候補者であり、長友英資氏は社外監査役候補者です。

○山 地 正 矩 氏（やまち まさのり）

【生年月日】昭和16年2月10日

【略 歴】

昭和39年4月 日本電池株式会社（現 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション）
入社
平成6年6月 同社取締役
平成12年6月 同社常務取締役
平成13年4月 社団法人電気化学会副会長
社団法人日本知的財産協会副会長
平成16年6月 社団法人発明協会評議員
平成18年4月 慶應義塾大学SFC研究所上席研究員
平成18年8月 当社独立委員会委員長（現任）

○中 根 堅 次 郎 氏（なかね けんじろう）※

【生年月日】昭和22年7月9日

【略 歴】

昭和50年10月 公認会計士登録（現在に至る）
昭和52年7月 税理士登録（現在に至る）、中根堅次郎税理士事務所所長
昭和63年4月 清新監査法人代表社員（現任）
平成3年11月 日本ライフライン株式会社 監査役（社外監査役として現任）
平成13年6月 当社社外監査役（現任）
平成15年7月 清新税理士法人代表社員（現任）
平成18年6月 日本バルカー工業株式会社 社外監査役（現任）
平成18年8月 当社独立委員会委員（現任）

○菊 地 裕太郎 氏 (きくち ゆうたろう) ※

【生年月日】 昭和26年 5月 5日

【略 歴】

昭和56年 4月 弁護士登録 (現在に至る)
昭和58年 8月 株式会社日本システムプロダクト 監査役 (社外監査役として現任)
昭和61年 4月 菊地綜合法律事務所 所長 (現任)
平成12年 4月 日本弁護士連合会 常務理事
平成15年11月 東京弁護士会 副会長
平成19年 6月 当社社外監査役 (現任)
平成19年 8月 当社独立委員会 委員 (現任)
平成22年10月 公益財団法人日弁連法務研究財団 常務理事 (現任)

○長 友 英 資 (ながとも えいすけ) ※

【生年月日】 昭和23年 7月 7日

【略 歴】

昭和46年 4月 東京証券取引所 入所
平成13年11月 株式会社東京証券取引所 執行役員
平成15年 6月 同社 常務取締役
平成17年12月 同社 常務取締役 (最高自主規制責任者)
平成19年10月 株式会社E N アソシエイツ 代表取締役 (現任)
平成20年 4月 早稲田大学大学院商学研究科 客員教授 (現任)
平成20年 5月 株式会社セディナ 社外監査役 (現任)
平成20年 6月 オムロン株式会社 社外監査役 (現任)
平成20年 6月 三菱商事株式会社 社外監査役 (現任)
平成22年 6月 カブドットコム証券株式会社 社外取締役 (現任)
平成22年 6月 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役 (現任)

以 上

インターネットによる議決権行使についてのご案内

◎議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要になります。
なお、携帯電話専用サイトは、開設しておりませんのでご了承ください。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねますので、大切に保管願います。
2. 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。（次回株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。）
3. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

◎議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. 解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上のモニターを使用できる状態であること
2. 次のソフトを使用できる状態であること
 - (1) Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 Service Pack 2以降
 - (2) Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）
※Microsoft®およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporation（マイクロソフト社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

◎インターネットによる議決権行使でパソコン等の操作方法がご不明な場合

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

| |
|--|
| 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル TEL 0120(652)031 (受付時間 土日祝日を除く 9:00~21:00) |
|--|

2. 上記1. 以外のご登録の住所、株式数などのご照会先は下記のとおりです。
 - (1) 証券会社の口座に保有の株式について

| |
|-----------------------|
| お取引の証券会社あてお問い合わせください。 |
|-----------------------|

- (2) 特別口座に保有の株式について

| |
|--|
| 三井住友信託銀行 証券代行事務センター TEL 0120(782)031 (受付時間 土日祝日を除く 9:00~17:00) |
|--|

機関投資家の皆様へ

あらかじめ申し込みされた機関投資家の方は、上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

第71回定時株主総会会場ご案内

当社東村山製作所 R&Dセンター総合館

東京都東村山市野口町2丁目16番地2

電話 (042) 392-3311 (代表)

1. 徒歩の場合、東村山駅から製作所までの所要時間は約15分です。
2. 車でのご来場はご遠慮ください。
3. 株主総会終了後、ご希望の方には製作所内をご案内いたします。

